

議員提出議案第24号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和3年9月21日

芦屋市議会議長 松木義昭様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会

委員長 田原俊彦

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、
財務大臣、厚生労働大臣

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書

加齢性難聴は高齢者の日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になっている。

また、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、得られる情報量が少なくなることによって、脳の機能低下につながるものが理由であると考えられる。

今後さらに高齢化率が上がることによって難聴者が増えていくことも予想されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は低く、欧米の半分以下といわれており、日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本においては、補聴器の価格は片耳当たり数万円から数十万円であり、身体障がい者である高度・重度難聴は、身体障害者福祉法の補装具費支給制度により1割負担で、中等度以下の場合は購入後に医療費控除を受けられる。しかし、その対象者はわずかで、約9割の難聴者が自費で購入しており、とりわけ低所得者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があることが使用率を高めていると考えられ、日本でも一部の自治体で高齢者等の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及で難聴になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会